

東かがわ市工事請負契約約款の特則（総合評価・除算方式）

（工事成績の減点）

第1条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により落札者の決定に反映された技術提案の履行がなされなかった場合においては、次の式により工事成績評定を減点するものとする。

$$\text{工事成績評定の減点値} = [(A - B) / A] \times (\text{当該項目の加算点} / \text{合計加算点}) \\ \times 20 \text{点}$$

A：入札時の技術提案の値

B：施工後の実施に対する値

工事成績減点値は小数点以下四捨五入した値とする。

（違約金等）

第2条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により落札者の決定に反映された技術提案の履行がなされなかった場合においては、次の式により求められる金額を違約金として請負代金額から減額するものとする。

$$\text{違約金} = C - C \times [(D + E) / (D + F)]$$

C：当初契約金額

D：標準点 = 100点

E：施工後の実施における合計加算点

F：当初入札時に記載した技術提案による合計加算点

違約金は、1円未満切捨てとする。

2 前項の違約金の算出のための工事実施内容の確認は、総合評価技術提案（施工計画）実施計画・報告書において確認する。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により落札者の決定に反映された技術提案の履行がなされなかったことにより損害が発生した場合は、第1項の違約金とは別に、乙に損害賠償の請求を行うことができる。